

第2号様式

随意契約の内容の公表

担 当 部 課	市民生活部 暮らし政策課	
契約締結年月日	令和6年12月23日	
業 務 名	イベントステージシャッター部品取替修繕	
業 務 の 概 要	イベントステージシャッターの部品取替修繕及び付帯工事	
契約金額(税込)	1,815,000円 ※ 単価契約に当たっては、契約金額に予定数量を乗じて得た予定金額も記入すること。	
契約の相手方	三和シャッター工業株式会社 中部事業部	
根 拠 規 定	地方自治法施行令第167条の2第1項 (該当する□欄に印をつけること)	
	<input type="checkbox"/> 第2号	その性質又は目的が競争入札に適さないものをするとき。
	<input type="checkbox"/> 第3号	障害者支援施設等により製作された物品の買入れ、役務の提供を受ける契約をするとき。
	<input checked="" type="checkbox"/> 第5号	緊急の必要により競争入札に付することができないとき。
	<input type="checkbox"/> 第6号	競争入札に付することが不利と認められるとき。
	<input type="checkbox"/> 第7号	時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。
	<input type="checkbox"/> 第8号	競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。
	<input type="checkbox"/> 第9号	落札者が契約を締結しないとき。
随意契約理由の説明 及び 契約相手方の選定理由	<p>イベントステージシャッターの主要部品である電動開閉機やローラーチェーンが故障し、事業者によりシャッター巻き上げの一時的な応急処置を実施しており、施設利用時や閉館時の施錠に支障が出ている状態である。現在、開放されたシャッターの突然落下による重大な事故防止のため、シャッターの下への立ち入り禁止措置を行っているが、今後、その他の部品の劣化や破損により予期しない時にシャッターが降下する可能性もあり、メーカーからも早急に修繕する必要があるとの指摘を受けた。近年、電動シャッターの不具合による死亡事故も多発していることから、職員や施設利用者の安全を確保するためにも、緊急で修繕する必要があるため、随意契約により実施する。</p>	

※ 契約内容についてのお問い合わせ先は、市民生活部暮らし政策課です。